

国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金軽減措置について

平素は、「エフビットでんき」をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、2022年12月28日付けでご案内しております国による「激変緩和対策事業」に関しまして、本事業の継続が決定したことを受け、下記の通り、電気料金の軽減措置を延長いたしますので、ご案内申し上げます。

※赤字部分が変更点となります。

記

1. 料金割引の概要

料金割引は、燃料費等調整単価（電気）から下記の割引単価を差し引くことにより実施します。

【低圧・従量制】

全エリア・契約種別に関わらず、割引適用月は一律となります。

全エリア	割引適用月	2023年2～9月請求分	2023年10月 ~2024年1月請求分
	割引単価（税込）	7.0円/kWh	3.50円/kWh

【低圧・定額制】

契約種別	範囲	単位	割引単価（税込）		
			2023年2～9月請求分	2023年10月 ~2024年1月請求分	
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	27.19円	13.59円
		20Wまで	1灯	54.38円	27.19円
		40Wまで	1灯	108.75円	54.38円
		60Wまで	1灯	163.13円	81.56円
		100Wまで	1灯	271.88円	135.94円
		100W超過50Wまでごとに	1灯	135.94円	67.97円※1
		100W超過100Wまでごとに	1灯	271.88円	135.94円※2
	小型機器	50VAまで	1機器	81.21円	40.60円
		100VAまで	1機器	162.41円	81.21円
		100VA超過50VAまでごとに	1機器	81.21円	40.60円※3
		100VA超過100VAまでごとに	1機器	162.41円	81.21円※4

※1：北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・九州の各エリア

※2：中国・四国の各エリア

※3：北海道・東北・東京・中部・北陸・関西の各エリア

※4：中国・四国・九州の各エリア

【高圧】

計量日と契約電力の種別により、エリア毎に割引適用の開始月が異なります。

<計量日が毎月1日の場合>

例：2023年2月請求分：1/1～1/31までのご利用分

例：2023年3月請求分：2/1～2/28までのご利用分

		契約電力500kW未満		契約電力500kW以上	
東北エリア 中部エリア 関西エリア	割引適用月	2023年2～9月請求分	2023年10月 ～2024年1月請求分	2023年3～10月請求分	2023年11月 ～2024年2月請求分
中国エリア 九州エリア	割引単価（税込）	3.50円/kWh	1.80円/kWh	3.50円/kWh	1.80円/kWh
北海道エリア 北陸エリア 東京エリア	割引適用月	2023年3～10月請求分	2023年11月 ～2024年2月請求分	2023年3～10月請求分	2023年11月 ～2024年2月請求分
四国エリア	割引単価（税込）	3.50円/kWh	1.80円/kWh	3.50円/kWh	1.80円/kWh

<計量日が毎月1日以外の場合>

例：2023年2月請求分：1/10～2/9までのご利用分など

全エリア	割引適用月	2023年2～9月請求分	2023年10月 ～2024年1月請求分
	割引単価（税込）	3.50円/kWh	1.80円/kWh

【政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について】

詳細は以下のURLよりご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

【国の事業内容に関するお問い合わせ先】

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局（資源エネルギー庁）

お客さま向け窓口：0120-013-305 〈受付時間9～17時（年末年始を除く）〉

以上